

山梨県立図書館サイレントルーム等利用要綱

(目的)

第一条 この要綱は、山梨県立図書館利用規程（以下「規程」という。）第九条の規定に基づき、山梨県立図書館（以下「県立図書館」という。）のサイレントルーム、パソコン席、視聴覚ブース（以下「サイレントルーム等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(座席及び機器)

第二条 サイレントルーム等に設置する座席及び機器は、次のとおりとする。

- 一 サイレントルーム二〇一、サイレントルーム二〇二、サイレントルーム二〇三及びサイレントルーム三〇一に設置する閲覧席
- 二 パソコン席及びインターネット等利用機器又は電源コンセント
- 三 視聴覚ブースの個人席及びグループ席並びに各席に設置する視聴覚機器

(利用者の範囲)

第三条 サイレントルーム等を利用できる者は、山梨県立図書館運営規則（平成二十四年山梨県教育委員会規則第十一号。以下「規則」という。）第九条第二項に規定する図書館利用カード又は山梨県立図書館ビジターカード取扱要綱第二条に規定するビジターカードの交付を受けた者とする。

(利用時間)

第四条 サイレントルーム等の利用時間は、次のとおりとする。

- 一 サイレントルーム
一回の利用につき六〇分間、一二〇分間又は一八〇分間とする。
- 二 パソコン席
(インターネット等利用機器) 一回の利用につき三〇分間又は六〇分間とし、一日につき一八〇分間を限度とする。
(電源利用) 一回の利用につき六〇分間、一二〇分間又は一八〇分間とし、一日につき一八〇分間を限度とする。
- 三 視聴覚ブース
一回の利用につき六〇分間、九〇分間、一二〇分間、一五〇分間又は一八〇分間とし、一日につき一八〇分間を限度とする。

(利用申込等)

第五条 サイレントルーム等を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、座席申込端末により規則第六条の山梨県立図書館長（以下「館長」という。）の許可を

得なければならない。

- 2 利用者は、当日の一回分の利用につき、その都度利用申込を行うものとする。
- 3 第一項の許可を得た者は、サイレントルーム等を重複する時間帯で利用することはできない。
- 4 利用時間内に利用を終了するときは、座席申込端末又は利用しているパソコンにより座席利用を終了する手続を行わなければならない。
- 5 視聴覚ブースにおいてリモコン、ヘッドホン等を利用しようとする者は、一階サービスカウンターにおいて貸出手続を行わなければならない。
- 6 利用時間中は、座席申込端末から出力された利用票を所定の位置に提示しなければならない。
- 7 サイレントルーム等の座席が、他の利用者により使用されている場合に限り予約することができる。

(利用の制限)

第六条 サイレントルーム等の適正な利用を図るため、次のとおり利用を制限する。

- 一 サイレントルームの利用は、中学生以上とする。
- 二 サイレントルームの社会人優先席は、十八歳以上の者の利用を優先する。
- 三 サイレントルームの車椅子優先席は、車椅子使用者の利用を優先する。
- 四 パソコン席のデータベース優先席は、データベースを閲覧する者の利用を優先する。
- 五 十八歳未満の者が利用するパソコン席は、青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第七条の二第二項の規定により青少年用端末に限る。
- 六 パソコン席（電源利用）は、持込みのパソコンの利用に際して電源を必要とする場合に限る。
- 七 視聴覚ブースにおいて視聴できる資料は、県立図書館の所蔵資料に限る。

(その他の遵守事項)

第七条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 サイレントルーム利用者以外の者は、みだりにサイレントルームへ立ち入らないこと。
- 二 サイレントルームにおいては静寂を保つこと。
- 三 サイレントルーム等においては、他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。
- 四 サイレントルーム等においては規程第二十条各号に掲げる事項を遵守するとともに、館長の指示に従うこと。

附 則

この要綱は、平成二十四年十一月十一日から施行する。

この要綱は、令和六年十一月一日から施行する。